

第9章 保健行政

1. 保健行政の現状

市民の健康増進及び疾病予防のため、平成元年に設置された保健相談センターを活動拠点として、乳幼児から成人・高齢者とそれぞれのライフステージに応じて母子保健事業、健康対策事業、総合健診事業、精神障害者支援事業、予防接種事業などを行っています。

近年、生活習慣の乱れに起因する高血圧、糖尿病などの生活習慣病の増加や介護を要する高齢者の増加に伴い、国民の健康増進にかかる総合的な推進を図るため、平成 14 年に「健康増進法」が制定されました。

本市においても、平成 24 年度に健康増進法、及び食育基本法に基づく「第2次浦添市健康増進計画、浦添市食育推進計画(健康・食育うらそえ 21)」を策定し、健康づくりを総合的、計画的に推進していますが、生活習慣病の予防とともに介護予防を視野に入れた健康づくりの推進がより求められる状況になってきています。

2. 保健行政の沿革・推進

戦後、沖縄県の保健行政は、琉球政府時代の昭和 27 年に立法公布された「保健所法」によって、保健所の医師、保健師、栄養士等の専門職種を主体に、健康診査や保健衛生の知識の普及・啓発事業が展開されてきました。

昭和 47 年の本土復帰により、予防接種や母子保健事業等が市町村を主体とした事業推進が求められ、昭和 58 年の「老人保健法」の制定により、市町村における生活習慣病の予防、早期治療の促進を図る健康診査、健康増進に資する啓発普及のための健康教育事業等を推進してきました。

平成6年には新たに「地域保健法」が制定されたことに伴い、従来の保健所法を中心に展開されてきた地域保健の枠組みが、住民に身近な市町村において乳幼児から成人、高齢者及び障害者等に一元的に保健・福祉サービスが提供できるよう制度の見直しが行われました。

母子保健の分野においては、平成9年度に乳児・3歳児健康診査や妊婦健康診査、新生児・妊産婦の訪問指導等の事業が都道府県から市町村へ移譲され、実施体制の整備が求められました。また、母体や胎児の健康確保を図る上で保健指導及び妊婦健康診査の重要性や必要性が高まり、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図り、積極的な妊婦健康診査の受診を図るため、公費負担による妊婦健康診査を平成 20 年度に2回から5回に、平成 21 年度には 14 回にまで拡充されました。さらに、平成 15 年7月には、子育て支援、児童虐待防止等の観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、母子保健との連携による業務推進が重要な課題となってきています。平成 25 年度より、未熟児養育医療については、県から市町村へ権限移譲されました。また、平成 26 年に国から母子保健計画策定指針が示されたことにより、翌3月「すこやか親子うらそえ 21(浦添市母子保健計画)」を策定しました。この計画を推進することにより「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成 24 年5月制定、平成 25 年4月 13 日施行に伴い、本市においては平成 26 年1月 10 日浦添市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、その対策を講じています。

精神保健分野においては、平成 26 年の精神保健福祉法の改正により、医療保護入院の方の退院支援が制度化されたことから、市町村においても退院後の生活支援をはじめとする役割の拡大、保健、医療、福祉の連携によるサービスの向上が求められています。また、平成 28 年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、「いのち支える浦添市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策を推進します。

生活習慣病分野では、平成 24 年に健康増進法・健康日本 21 の考え方と食育推進施策を盛り込んだ「健康・食育うらそえ 21」を策定、推進しています。さらに平成 17 年医療制度改革大綱において、医療保険者に特定健康診査・保健指導の義務づけ、また平成 25 年には日本再興戦略において保健事業の実施等に関する指針の一部改正に基づき、浦添市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の策定により、市町村国保の実施する保健事業との連携が重要となっています。

3. 健康づくり推進事業（健康対策事業）

(1) 健康づくり推進協議会

市民の健康づくり施策を推進するため、健康づくりについて関係機関や地域代表等と協議を行っています。

ア 委員:13 人(学識経験者、南部保健所長、医師会、歯科医師会、精神科病院、自治会長、老人クラブ代表、社会福祉協議会、商工会議所、食生活改善推進員、母子保健推進員)

イ 内容:データヘルス計画の報告、自殺予防行動計画や保健事業等への意見聴取など

(2) 食生活改善推進員育成事業

地域住民の生涯を通じ健康づくりの担い手として、食生活を中心とした健康づくりの普及啓発活動を実践する人材を育成し、幼児から高齢者を対象とした食生活の改善を地域で実践しています。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
食生活改善推進員 40 人	食生活改善推進員 49 人	食生活改善推進員 50 人
・定例会 11 回/年 ・食生活展 3 回/年 ・生活習慣病予防のための減塩スキルアップ事業 ・生涯骨太クッキング ・食育プロモーション事業 ・親子の食育教室 ・いきいき健康ヘルスアップ事業 ・幼稚園における食育 ・児童福祉施設におけるクッキング教室 ・コミュニティー事業協力 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力 ・介護予防事業協力	・定例会 11 回/年 ・食生活展 3 回/年 ・生活習慣病予防のための減塩スキルアップ事業 ・おやこの食育教室 ・生涯骨太クッキング ・食育プロモーション事業 ・いきいき健康ヘルスアップ事業 ・幼稚園での食育事業 ・高校生への食育教室 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力 ・介護予防事業協力	・定例会 11 回/年 ・食生活展 3 回/年 ・生活習慣病予防のための減塩スキルアップ事業 ・おやこの食育教室 ・生涯骨太クッキング ・食育プロモーション事業 ・いきいき健康ヘルスアップ事業 ・幼稚園での食育事業 ・高校生への食育教室 ・保健事業協力 ・母子保健事業協力 ・介護予防事業協力 ・やさしい在宅介護教室

(3) 健康づくり支援事業（3 kg減量市民大運動）

本市の現状や適切な生活習慣に関する知識の普及、自身の食習慣、身体活動状況を振り返り、3 kgの減量や体重維持などそれぞれの目標を達成するために「健康チャレンジ手帳」を活用した健康づくりを推進する。

年度	健康チャレンジ手帳 発行数	健康講話を実施した事業所数
平成 26 年度	131 冊	なし
平成 27 年度	370 冊	1 ヶ所(明治乳業)
平成28年度	265 冊	5ヶ所(あおぞら作業所、労働福祉会、明治乳業、 労金浦添支店、琉球調理師専門学校教員)
平成 29 年度	289 冊	3ヶ所(てだこ第一交通、沖東交通伊祖営業所、前 田営業所)
平成 30 年度	147 冊	3 ヶ所（日本生命浦添営業所、宜野湾営業所、ク リード沖縄）

(4) うらそえ腎腎プロジェクト

CKD（慢性腎臓病）が懸念される市民に対し、かかりつけ医と腎臓専門医が連携して診療するシステムの構築を目指す。

- ・医師会への説明会・・・3回、
- ・健康づくり推進協議会専門部会として、腎腎プロジェクトを推進していくために関係者を集めて会議を実施。
- ・沖縄腎臓病協会主催の講演会に共催し、浦添市の現状説明を行いました。

(5) CKD（慢性腎臓病）重症化予防モデル事業（沖縄振興特別推進交付金活用）

新規透析導入者を減らすために、透析のリスクの高い方に対し、CKD（慢性腎臓病）重症化予防プログラムを実施し、腎機能の維持及び日常生活の改善を図るための支援を行いました。事業は、平成 28 年度から平成 30 年度までの3年間のモデル事業で、DPP ヘルスパートナーズへ委託しました。研修を受けた専門職が、事業参加者に対して、専用のテキストを用いて面談 2 回、電話 10 回の保健指導を行いました。

【3 年間の事業参加者数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
参加者数	25 人	17 人	19 人
終了者支援数		23 人	16 人

4. 健康増進事業

市民の健康づくりや疾病予防に関する各種施策を進めるために健康増進法が施行され、市町村は生活習慣病や要介護状態の予防を目的として健康増進事業を実施することとなりました。又、高齢者の医療の確保に関する法律が施行されたことで、特定健診・特定保健指導の実施が、各医療保険者に義務付けられ、医療保険に加入していない生活保護受給者の健康診査や保健指導は健康増進法に位置付けられるなど、医療制度の改正に伴って、市町村が行う事業も見直しが行われました。

【浦添市が実施している健康増進法に基づく健康増進事業】

健康増進法第 17 条 1 項	健康増進法第 19 条の2
・健康手帳の交付 ・健康教育 ・健康相談 ・訪問指導	・歯周病検診 ・がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮) ・無保険者への特定健診・特定保健指導

浦添市では、国民健康保険加入者に行う特定健診を健康づくり課で実施しており、平成 23 年度より「総合健診」と称し、各がん検診と特定健康診査を同日に実施する健診体制を整え、受診率の増加を目指しています。また、健康相談等においては、生活習慣病を中心とした様々な相談に対応し市民の健康増進に取り組んでいます。

(1) 健康手帳の交付

健康診査の結果や、医療の状況を健康手帳に記入し、自分自身の健康管理や適正な医療を受けるために活用する健康手帳を 40 歳以上の方に交付しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付数	471 冊	567 冊	420 冊	350 冊	356 冊

(2) 健康診査

○生活保護一般健診:40歳以上の生活保護受給者を対象に、生活習慣病予防を目的とした健康診査です。その健康診査の結果を基に特定保健指導を実施しています。

・生活保護一般健診受診状況

事項 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	特定保健指導実施人数
平成26年度	1,658	105	6.3	20
平成27年度	1,657	145	8.3	20
平成28年度	1,831	129	7.0	14
平成29年度	1,912	163	8.5	12
平成30年度	1,958	183	9.3	28

※保健指導実施人数：健康増進事業費補助金実績報告より

○各種がん検診:胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの早期発見・早期治療を図ることを目的に実施しています。

・胃がん検診：40歳以上が対象。

事項 年度	40歳以上人口	対象者数	受診者数	受診率	要精密検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
						異常認めず	がんの疑いのある者	がんであった者	がん以外の疾患であった者
平成26年度	55,747	29,857	4,234	14.2	150	18	1	0	86
平成27年度	57,760	29,765	4,551	15.3	132	14	3	0	74
平成28年度	59,417	28,624	4,095	14.3	131	13	0	3	83
平成29年度	58,655	28,697	3,930	13.7	102	6	2	1	66
平成30年度	60,309	29,563	3,832	13.0	160	28	1	4	68

・肺がん検診：40歳以上が対象。

事項 年度	40歳以上人口	対象者数	受診者数	受診率	要精密検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
						異常認めず	がんの疑いのある者	がんであった者	がん以外の疾患であった者
平成26年度	55,747	29,857	5,541	18.6	187	76	3	3	70
平成27年度	57,760	29,765	5,746	19.3	179	48	7	5	71
平成28年度	59,417	28,624	5,611	19.6	84	27	3	1	32
平成29年度	58,655	28,697	5,526	19.3	104	33	7	1	32
平成30年度	60,309	29,563	5,563	18.8	207	50	2	2	75

・大腸がん検診：40歳以上が対象。

事項 年度	40歳以上人口	対象者数	受診者数	受診率	要精密検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
						異常認めず	がんの疑いのある者	がんであった者	がん以外の疾患であった者
平成26年度	55,747	29,857	5,350	14.1	443	86	2	11	190
平成27年度	57,760	29,765	5,619	15.0	427	87	1	12	154
平成28年度	59,417	28,624	5,238	18.3	461	87	1	11	154
平成29年度	58,655	28,697	5,248	18.3	393	69	2	8	151
平成30年度	60,309	29,563	5,255	17.8	472	53	1	6	172

※平成26～27年度の対象者及び受診者数には、総合健診（集団、個別）とがん検診推進事業における大腸がん検診の対象者数及び受診者数を含む。平成28～30年度は、総合健診（集団、個別）の対象者数及び受診者数。

・子宮頸がん検診：20歳以上偶数年齢の女性が対象。

事項 年度	20歳以上人口 (女性のみ)	対象者数	受診者数	受診率	要精密検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
						異常認めず	がんの疑いのある者	がんであった者	がん以外の疾患であった者
平成26年度	44,269	22,796	2,945	12.9	94	20	1	2	14
平成27年度	44,627	22,733	2,966	13.1	77	12	17	0	9
平成28年度	45,231	22,844	2,978	13.0	58	8	8	0	13
平成29年度	44,731	22,908	2,838	12.4	73	10	1	0	15
平成30年度	45,496	23,038	3,086	13.4	82	14	3	1	12

※平成26～30年度の対象者及び受診者数は、総合健診（集団、個別）及びがん検診推進事業における子宮頸がん検診の対象者数及び受診者数の合計

・乳がん検診：40歳以上偶数年齢の女性が対象。

事項 年度	40歳以上人口 (女性のみ)	対象者数	受診者数	受診率	要精密検査者数	精密検査受診者結果別人員(人)			
						異常認めず	がんの疑いのある者	がんであった者	がん以外の疾患であった者
平成26年度	29,328	15,930	1,987	12.5	246	80	2	5	62
平成27年度	30,454	15,992	2,060	12.9	164	67	1	7	50
平成28年度	31,299	16,088	1,917	11.8	186	80	0	4	59
平成29年度	30,949	16,476	2,128	12.9	169	82	2	9	32
平成30年度	31,852	16,569	2,122	12.8	171	87	3	6	43

※平成26～30年度の対象者及び受診者数は、総合健診（集団、個別）及びがん検診推進事業における乳がん検診の対象者数及び受診者数の合計

○総死亡数及び悪性新生物による死亡状況

事項 年	総死亡数			ガンによる 総死亡数			胃癌			直腸・結腸			気管・肺			子宮	乳房	総死亡に占める がん死亡の割合
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	女	女	
平成23年	683	369	314	171	104	67	13	7	6	25	16	9	39	34	5	5	10	25.0
平成24年	636	342	294	182	98	84	12	8	4	31	15	16	38	23	15	8	7	28.6
平成25年	642	344	298	196	98	98	16	11	5	30	16	14	39	22	17	7	8	30.5
平成26年	671	398	273	198	126	72	15	10	5	36	21	15	26	21	5	10	8	29.5
平成28年	727	391	336	211	123	88	12	7	5	30	20	10	40	28	12	4	14	29.0

出典：平成23年～26年「沖縄県衛生統計年報人口動態概要」より

平成27年分は市町村別の統計の公表なし、平成28年分は「南部保健所活動概況」より

○歯周病検診：歯周病予防及びかかりつけ推進を図るための検診を実施しています。国が指針で示す対象年齢40歳・50歳・60歳・70歳以外に、本市では30歳から5歳刻みの年齢を対象に市内指定の歯科医療機関にて実施しています。

対象年齢 30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳

事項 年度	対象者数	受診者数 (再掲：法定年齢)	受診率	異常認めず	要指導	要治療 要精査
平成26年度	12,949	112 (45)	0.9	6	6	65
平成27年度	12,511	129 (40)	1.0	8	9	112
平成28年度	12,651	114 (35)	0.9	10	10	94
平成29年度	13,504	125 (36)	0.9	11	12	102
平成30年度	13,535	128 (46)	0.9	12	16	100

(3) 健康教育

事項 年度	集団健康教育		
	回数	参加人数	事業内容
平成26年度	39	198	肥満対策予防講演会、歯周疾患予防講演会、地域健康講話、食生活改善推進員育成講座、幼稚園食育教室、子育て期骨測定会、慢性腎臓病(CKD) 予防講演会 市民大学健康講話
平成27年度	25	141	CKD予防講演会、肥満予防講演会、慢性腎臓病予防教室、親子・幼稚園食育教室 食生活改善推進員育成講座、健康チャレンジ手帳説明講話、地域健康講話 子育て世代の健康講話、健康フェスタ講演会
平成28年度	22	146	高血圧予防講演会、脳血管疾患予防講演会、肝臓病予防教室、親子食育教室 減塩料理教室、ヘルシー料理教室、食生活改善推進員養成・育成講座、 3kg減量健康講話、地域健康講話、子育て世代の健康講話、健康フェスタ講演会
平成29年度	33	829	「動脈硬化について」「乳がん検診今昔物語」講演会、禁煙講演会、親子食育教室 減塩料理教室、ヘルシー料理教室、食生活改善推進員養成・育成講座、 3kg減量健康講話、地域健康講話、子育て世代の健康講話、健康フェスタ講演会
平成30年度	12	216	「睡眠時無呼吸症候群」講演会、親子食育教室、減塩料理教室、 3kg減量健康講話、食生活改善推進員育成講話

(4) 健康相談

事項 年度	重点健康相談			総合健康相談	
	回数	参加 延人員	事業内容	回数	参加 延人員
平成26年度	95	638	健康フェスタ健康相談 結果説明会 栄養相談	56	1,005
平成27年度	92	559	健康フェスタ健康相談 結果説明会 栄養相談	45	915
平成28年度	83	499	健康フェスタ健康相談 結果説明会 栄養相談	60	867
平成29年度	81	438	健康フェスタ健康相談 結果説明会 栄養相談	68	730
平成30年度	71	379	結果説明会 栄養相談	42	527

※平成25年度より、「健診時の保健・栄養相談」を「総合健康相談」へ計上。

(5) 特定保健指導以外の訪問指導

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問指導件数	79人	118人	84人	54人	55人

※40歳から64歳までの者を対象とした療養上の保健指導が必要な者への訪問指導(地域保健・健康増進報

5. 母子保健事業

近年、母性及び乳幼児をとりまく社会環境は、人口の高齢化、核家族化の進行など大きく変化してきており、母子保健に求められる役割も多様化しています。このような状況の中で、母子保健は生涯の健康の基礎となるものであり、次の世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことが求められています。思春期から妊娠、出産、新生児期、育児期を通じてそれぞれの時期に最もふさわしいサービスの提供が受けられる必要があることから、保健、福祉、医療等との連携の下、各種の母子保健対策を実施しています。

母子保健事業						
健康診査						
事業名	乳児一般健康診査	1歳6か月児健康診査	2歳児歯科健診	3歳児健康診査	妊婦一般健康診査	妊婦歯科健診
対象者	前期 3～4か月児 後期 9～10か月児	1歳6か月～2歳未満	2歳～3歳未満	3歳6か月～4歳未満	妊婦14回健診	妊婦
実施場所	保健相談センター	保健相談センター	各医療機関	保健相談センター	各医療機関	各医療機関
周知方法	個別通知	個別通知	個別通知	個別通知	母子健康手帳交付時	母子健康手帳交付時
事業内容	問診・身体計測 貧血検査(後期のみ) 小児科医診察 保健相談 栄養相談 歯科相談(後期のみ)	問診・身体計測 貧血検査 小児科医診察 歯科診察 歯磨き指導及びフッ素塗布 保健相談 栄養相談 発達相談	歯科診察 歯科保健指導 フッ素塗布	問診・身体計測 尿検査 小児科医診察 歯科診察 歯磨き指導及びフッ素塗布 保健相談 発達相談 栄養相談	問診及び診察 梅毒血清反応検査 血圧・血液検査 GOT・GPT検査(1回) 尿化学検査 超音波検査(8回) HBs抗原検査(1回) HCV抗体検査(1回) 細菌培養同定検査(1回) 子宮頸がん検査(細胞診1回) 風疹ウイルス抗体検査(1回) HIV抗体検査(1回) クラミジア抗原検査 HTLV-1抗体検査	歯科診察 歯科保健指導
目的	心身障害児等乳幼児の疾病を早期に発見し、適切な措置を早期に講じて乳児の保健向上を図る。	幼児初期で、歩行や言語等の運動機能、むし歯等を早期に発見し適切な措置を講じ、幼児の保健向上を図る。	むし歯罹患を予防し、歯科保健の向上を目的とする	幼児期について、身体面・精神面の健康診査により、心身障害等の異常を早期に発見し、適切な措置を講じ、保健向上を図る。	安全な分娩と健康な子どもの出産のため、定期的な健康診査を促進し、妊婦の保健向上を図る。	妊婦の口腔管理能力の向上を図り、早産・低出生体重児出産の予防と妊婦自身及び生まれてくる子どもの健康増進を図る。
スタッフ	医師 検査技師 保健師 栄養士 看護師 歯科衛生士 事務職 母子保健推進員	医師 歯科医師 検査技師 心理士 保健師 栄養士 歯科衛生士 事務職 母子保健推進員	歯科医師 歯科衛生士	医師 歯科医師 検査技師 心理士 保健師 栄養士 歯科衛生士 事務職 母子保健推進員	各医療機関の職員	歯科医師 歯科衛生士
回数	年 14 回	年 36 回	随時	年 36 回	随時	随時

母子保健事業							
事業名	家庭訪問及び健康相談	発達相談	健診事後教室	健康教育			
				思春期教育	マタニティスクール	ベビースクール	未熟児教室
対象者	新生児・乳幼児・妊産婦等	就学前の乳幼児とその保護者	概ね2歳から3歳までの発達経過観察が必要な児	思春期教育が必要と思われる児童、生徒または保護者	全ての妊婦とパートナー	4～8か月児の保護者	未熟児養育医療を受給した児とその保護者
実施場所	保健相談センター・各家庭	保健相談センター・各家庭	保健相談センター	市内全中学校	保健相談センター	保健相談センター	保健相談センター
周知方法	乳幼児健診時その他各母子保健事業など	乳幼児健診時その他各母子保健事業など	教室は1歳6か月児健診後に個別案内、講演会は各母子保健事業及び広報・ホームページ	—	親子健康手帳交付時・広報・ホームページ	広報・ホームページ	対象者へ直接案内
事業内容	家庭訪問による保健指導、保健相談センターでの健康相談	乳幼児健診会場や来所相談などにおいて児の発達に関する相談及び指導、助言	子どもの成長と発達を促す方法を、親子での遊びを通して学ぶ。また、専門医による講演会にて、子どもの成長と発達を学ぶ。	助産師等が、学校が行う性教育をもとに、学校及び生徒の実態に応じた講話を実施する。	妊娠中の生活や育児について浦添市母子保健サービス情報提供妊娠中の栄養についてなど	栄養士による離乳食についての講話と調理のデモンストレーションを行い、離乳食に関する知識の普及を図る。	助産師や医師等による講話、児の発達を促す遊びの実施、保護者の交流をととして育児不安の軽減を図る。
目的	診察または診察の結果必要な療育指導、疾病予防、健康増進等の知識啓発を図る。	健全な生活の基盤をつくる乳幼児期に、発達や行動に心配のある乳幼児について、発達課題を把握し、保護者に児への関わり方を助言するなど、乳幼児の健全育成に寄与する。	成長と発達を促し、経過観察と早期の発達支援を行うことを目的とする。また、育てにくさを感じている保護者へ、子どもの発達過程に合わせたかかわり方を学んでもらうことで、育児不安等の軽減を図る。	予期しない妊娠や性感染症、HIV/AIDSの予防策として、個人の自己決定権、男女の平等を尊重した性教育を行い、子どもたちの「よりよい性＝よりよい生」育成の一助とする。	健全な家族関係のあり方について考える機会を持ち、親としての心構えを持てるようにする。妊娠、出産に対する不安解消に努め、分娩がスムーズにできるようにする。また、妊婦同士の交流の場とし、産後育児等の悩みについて話し合える仲間づくりの機会とする。	乳児の健康の保持増進を図るため、離乳食に関する知識の普及啓発を行うとともに、保護者の相談に応じ育児支援に寄与する。	未熟児をもつ保護者同士が交流する場を設けることで、保護者の持つ育児不安の軽減を図る。
スタッフ	保健師 助産師 委託助産師	臨床心理士	保健師 臨床心理士 保育士 母子保健推進員	保健師 助産師	保健師 栄養士 助産師 事務職	保健師 栄養士 助産師 事務職 母子保健推進員 食生活改善推進員	保健師 助産師 医師 保育士 事務職
回数	随時	随時	教室：年4回 講演会：年2回	年5回	年5回	年12回	年3回

母子保健推進員の活動

現在 35 名(平成 31 年 3 月 31 日現在)の母子保健推進員が各自治会に配置され、市の母子保健事業に協力しています。具体的な活動内容として、生後 4 か月未満の乳児のいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診未受診者への訪問による受診勧奨、各乳幼児健診における計測(測定およびパーセンタイル値の記入等)及び各母子保

健事業の紹介を行うなど、母子保健および子育て支援向上のために、行政と市民とのパイプ役として活躍しています。

(1) 母子保健事業の実績

1) 妊婦一般健康診査

事項 年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見の内訳(延)				
				妊娠高血圧症候群	貧血	妊娠糖尿病	尿所見あり	その他
平成 26 年度	16,939	11,916	4,913	39	2,314	106	1,064	954
平成 27 年度	16,692	12,627	4,065	43	2,291	126	1,126	880
平成 28 年度	16,439	12,654	3,785	37	1,874	125	1,132	893
平成 29 年度	15,827	11,873	3,954	59	1,844	158	1,148	1,005
平成 30 年度	14,594	10,242	4,163	44	2,139	156	1,052	1,036

※妊婦健診公費負担 14 回分の延件数

2) 乳児一般健康診査

事項 年度	健診回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成 26 年度	14	2,812	2,591	92.1	1,747	155	8	109	114	458	32.6
平成 27 年度	14	2,822	2,621	92.9	1,767	133	7	87	114	513	32.6
平成 28 年度	14	2,769	2,582	93.2	1,997	212	4	63	66	240	22.7
平成 29 年度	14	2,588	2,429	93.9	1,910	184	3	102	53	177	21.4
平成 30 年度	14	2,542	2,370	93.2	1,894	176	5	87	31	177	20.1

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

3) 1歳6か月児健康診査

事項 年度	健診 回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成26年度	36	1,495	1,349	90.2	1,008	56	6	43	88	148	25.3
平成27年度	35	1,398	1,249	89.3	925	45	11	42	89	137	25.9
平成28年度	36	1,368	1,289	94.2	936	53	7	33	84	176	27.4
平成29年度	36	1,300	1,191	91.6	852	48	4	47	94	146	28.5
平成30年度	32	1,301	1,201	92.3	876	49	2	46	67	161	27.1

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

4) 3歳児健康診査

事項 年度	健診 回数	対象者数 (連絡数)	受診者数	受診率	異常なし	有所見の内訳(実)					有所見率
						要精査	要治療	治療中 観察中	要経過 観察	要相談	
平成26年度	36	1,473	1,293	87.8	759	204	3	85	76	166	41.3
平成27年度	36	1,482	1,282	86.5	761	204	8	57	64	188	40.6
平成28年度	36	1,376	1,252	91.0	852	130	4	66	36	164	31.9
平成29年度	36	1,332	1,200	90.1	842	122	5	80	18	133	29.8
平成30年度	33	1,298	1,195	92.1	866	147	2	62	12	106	27.5

資料: 沖縄県小児保健協会 健康診査市町村別統計(診察有所見分類より)

5) 2歳児歯科健診

	対象者数	受診者数	受診率
平成 28 年度	1,373	682	49.7%
平成 29 年度	1,409	817	58.0%
平成 30 年度	1,355	725	53.5%

平成 30 年度

	問題なし	要助言	要経観	要精査	要治療	治療中	合計
O	450	111	84	0	0	0	645
A	7	15	22	0	8	0	52
B	0	4	2	0	5	0	11
C1	3	2	4	0	5	0	14
C2	0	0	1	0	2	0	3
合計	460	132	113	0	20	0	725
	63.4%	18.2%	15.6%	0.0%	2.8%	0.0%	100.0%

O：むし歯がないもの

A：上顎前歯部または臼歯部のみにむし歯があるもの

B：上顎前歯部および臼歯部にむし歯のあるもの

C1：下顎前歯部のみにむし歯のあるもの

C2：下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のあるもの

6) 妊婦歯科健診

	対象者数	受診者数	受診率
平成 30 年度	1,172	253	21.6%

(2) 健康教育

1) 思春期教育

年度	事項	実施回数	参加者数
平成 26 年度		5	1,312
平成 27 年度		5	1,324
平成 28 年度		5	1,313
平成 29 年度		5	1,282
平成 30 年度		5	1,113

2) マタニティスクール

年度	事項	実施回数	参加者数		
			実人数	延べ人数	(再掲) 夫などパートナー参加者数
平成 26 年度		5	156	156	73
平成 27 年度		5	151	151	72
平成 28 年度		5	146	146	67
平成 29 年度		5	173	173	81
平成 30 年度		5	138	138	67

3) ベビースクール

年度	事項	ベビースクール (対象 4～8 か月児)		
		実施回数	参加者数	平均参加組数
平成 26 年度		10	151	15.1
平成 27 年度		10	210	21.0
平成 28 年度		12	214	17.8
平成 29 年度		12	236	19.7
平成 30 年度		12	204	17.0

*赤ちゃん(乳児)及びその保護者を1組参加として集計。

4) 未熟児教室

年度	事項	実施回数	参加者数
平成 26 年度		3	21
平成 27 年度		3	24
平成 28 年度		3	19
平成 29 年度		3	19
平成 30 年度		3	14

母子保健推進員活動状況

年度	事項	母子保健 推進員数	活動内容			合計
			受診勧奨	こんにちは 赤ちゃん事業	その他(※乳幼児 健診の補助、 その他母子保 健事業の補助 等を含む)	
平成 26 年度		37	320	687	387	1,394
平成 27 年度		36	457	698	393	1,548
平成 28 年度		36	480	622	356	1,458
平成 29 年度		41	397	523	362	1,282
平成 30 年度		35	354	473	351	1,178

6. 精神保健事業

精神障がい者の社会復帰や地域での生活を支援するため、保健師による保健相談やひきこもり者支援のための社会参加プログラムの実施、地域精神保健講演会の開催、断酒会活動の支援等を行っています。

(1) 精神保健相談事業

こころに関する悩みや医療受診などの相談に応じ、必要な助言などを行う。

○電話、来所相談状況(延人数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
電話相談	510	526	504	817	825
来所相談	106	124	96	74	74
計	616	650	600	891	899

(2) ひきこもり者支援事業（社会参加支援プログラム）

自宅以外での生活の場が長期にわたり失われている状態の者に対し、家庭訪問や集団ミーティング(なかまクラブ)、社会資源活用のためのコーディネートなど社会参加に向けた支援を行う。平成 18 年度より実施。

○なかまクラブ実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	12	12	10	12	11
参加延人数	26	57	23	24	28
参加実人数	8	9	3	3	3

(3) 地域精神保健講演会の開催

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	2	2	2	2	2
参加延人数	154	160	171	154	127

(平成 30 年度 講演会の内容)

第1回目:日時:平成 30 年 9 月 19 日 講師:仲本 晴男 氏(田崎病院院長)
「中年期は人生のまがりかど！？考え方次第でどうにでもなる！」
～認知行動療法をとりいれ、ラクに生きよう～

第2回目:日時:平成 30 年 10 月 17 日 講師:仲本 晴男 氏(田崎病院院長)
「中年期は人生のまがりかど！？考え方次第でどうにでもなる！」
～認知行動療法のすすめかた～

(4) 自助グループ活動支援

酒害に関する悩みを抱える本人や家族でつくる自助グループの活動を支援する。
場 所:浦添市保健相談センター(月～土)3団体5グループが利用

7. 自殺対策事業

市民が自殺予防に対して主体的に取り組み、命の大切さを感じると共に、自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいた時の対応方法などに対する正しい知識を身につける。本人自身や家族、周りの方の心の健康に目をむけることで、早めの相談や治療につながり、心の健康が保たれ、自殺者が減少することを目的とする。

(1) 個別相談事業

精神保健相談(保健師による電話・来所・訪問による相談を実施)

(2) 普及啓発事業

自殺予防週間、自殺対策強化月間におけるパネル展の開催、自殺予防パンフレットの作成、配布

(3) 人材養成事業

ゲートキーパー養成事業

浦添市自殺対策緊急強化事業要綱に基づき、人材養成事業におけるゲートキーパー養成講座を実施し、心の健康問題で悩んでいる人に気づき声をかけ、傾聴し、必要な支援につなげ、見守るといった対応ができる人材を地域に増やすことで、自殺対策を講じる。

平成 30 年度

ゲートキーパー養成講座

	開催日	内 容	講 師	参加者数
1	8/2	自殺者の心理、自殺のサイン、打ち明けられた時の対応法	博愛病院精神科 医師 仲本 譲 氏	51 人
2	8/9	自殺に関連の深い精神疾患の理解と対応方法について	平安病院精神科 医師 太田 裕一	48 人
3	8/16	傾聴法・リラクゼーション法	臨床心理士 兼久 満 氏	47 人

ゲートキーパーフォロー講座

	開催日	内 容	講 師	参加者数
1	1/17	コミュニケーションスキルとリラクゼーション法 ～相手に伝わる話し方～	平安病院 法人統括院長・臨床研修 センター長 平安 良雄 氏	55 人

8. 感染症対策事業

行政が予防対策を講じる必要のある感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、感染症類型(5種)と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症に分類されています。(次表参照)

感染症の発生は、医学の進歩や公衆衛生の向上、生活環境の改善によって年々減少する傾向にありますが、依然として散発的に発生しており、対策の遅れなどがあると二次感染や集団発生を招く恐れがあり、敏速な対応が求められます。

また、最近では海外旅行の機会が多くなるにつれて、海外から持ち込まれるケースもあり注意が必要です。なお、感染症の患者発生の際、市町村長は都道府県知事からの指示により感染症の患者がいる場所又はいた場所等の消毒の実施等により感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止する二次感染予防のための措置をとることになっております。

〈感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく疾病の分類〉

[1 類感染症] (1)エボラ出血熱 (2)クリミア・コンゴ出血熱 (3)痘瘡(天然痘) (4)南米出血熱 (5)ペスト (6)マールブルク病 (7)ラッサ熱
[2 類感染症] (1)急性灰白髄炎(ポリオ) (2)結核 (3)ジフテリア (4)重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス) (5)中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス) (6)鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9)
[3 類感染症] (1)コレラ (2)細菌性赤痢 (3)腸管出血性大腸菌感染症 (4)腸チフス (5)パラチフス
[4 類感染症] (1)E 型肝炎 (2)ウエストナイル熱 (3)A 型肝炎 (4)エキノコックス症 (5)黄熱 (6)オウム病 (7)オムスク出血熱 (8)回帰熱 (9)キャサナル森林病 (10)Q 熱 (11)狂犬病 (12)コクシジオイデス症 (13)サル痘 (14)ジカウイルス 感染症 (15)重症熱性血小板減少症候群(SFTS ウイルス) (16)腎症候性出血熱 (17)西部ウマ脳炎 (18)ダニ媒介脳炎 (19)炭疽 (20)チクングニア熱 (21)つつが虫病 (22)デング熱 (23)東部ウマ脳炎 (24)鳥インフルエンザ(H5N1 及び H7N9 を除く) (25)ニパウイルス感染症 (26)日本紅斑熱 (27)日本脳炎 (28)ハンタウイルス肺症候群 (29)B ウイルス病 (30)鼻疽 (31)ブルセラ症 (32)ベネズエラウマ脳炎 (33)ヘンドラウイルス感染症 (34)発しんチフス (35)ボツリヌス症 (36)マラリア (37)野兎病 (38)ライム病 (39)リッサウイルス感染症 (40)リフトバレー熱 (41)類鼻疽 (42)レジオネラ症 (43)レプトスピラ症 (44)ロッキー山紅斑熱
[5 類感染症] (1) アメーバ赤痢 (2)ウイルス性肝炎(E 型肝炎及び A 型肝炎を除く。) (3)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症 (4)急性脳炎(ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) (5)クリプトスポリジウム症 (6)クロイツフェルト・ヤコブ病 (7)劇症型溶血性レンサ球菌感染症 (8)後天性免疫不全症候群 (9)ジアルジア症 (10)侵襲性インフルエンザ菌感染症 (11)侵襲性髄膜炎菌感染症(12)侵襲性肺炎球菌感染症 (13)先天性風しん症候群 (14)梅毒 (15)播種性クリプトコックス症 (16)破傷風 (17)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (18)バンコマイシン耐性腸球菌感染症 (19)風しん (20)麻しん (21)薬剤耐性アシネトバクター感染症 (22)RS ウイルス感染症 (23)咽頭結膜熱 (24)A 群溶血性レンサ球菌咽頭炎 (25)感染性胃腸炎 (26)水痘 (27)手足口病 (28)伝染性紅斑 (29)突発性発しん (30)百日咳 (31)ヘルパンギーナ (32)流行性耳下腺炎 (33)インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) (34)急性出血性結膜炎 (35)流行性角結膜炎 (36)性器クラミジア感染症 (37)性器ヘルペスウイルス感染症(38)尖圭コンジローマ (39)淋菌感染症 (40)クラミジア肺炎(オウム病を除く) (41)細菌性髄膜炎(侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症を除く。) (42)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 (43)マイコプラズマ肺炎 (44)無菌性髄膜炎 (45)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 (46)薬剤耐性緑膿菌感染症
[新型インフルエンザ等感染症] (1)新型インフルエンザ (2)再興型インフルエンザ

平成 11 年 4 月、明治 30 年の制定以来、日本の感染症対策を担ってきた「伝染病予防法」が廃止され、「感染症の予防と感染症の患者に対する医療に関する法律」、いわゆる「感染症法」が新たに施行されました。

平成 18 年 12 月の改正により、1 類感染症はわが国に常在しない重症感染症をまとめ、2 類感染症は結核を含む重症感染症、3 類感染症は腸管感染症をまとめて分類されています。4 類と 5 類感染症は、法律中には数疾患を例示し、他は政省令で定められています。

平成 20 年 5 月には、鳥インフルエンザ(H5N1)ウイルス感染症(あくまでヒト感染)を 2 類感染症とし、新型インフルエンザ患者の発生に備え「新型インフルエンザ等感染症」という分類が創設されました。なお、平成 21 年 4 月に発生したブタ由来インフルエンザは、発生当

初は「新型インフルエンザ等感染症」とされましたが、現在では通常の季節性インフルエンザとして、5類感染症に分類されています。また、平成27年1月には鳥インフルエンザ(H7N9)ウイルス及び中東呼吸器症候群(MERS)が新たに2類感染症に追加され、鳥インフルエンザについては先の H5N1 ウイルスと合わせて、新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異する恐れが高いものとして政令で定めるものを「特定鳥インフルエンザ」とし、2類感染症に分類すると定義されました。

9. 予防接種事業

●定期予防接種・・・予防接種法に基づき、市区町村が接種費用の全額又は一部を公費負担にて実施する予防接種。

(1) 不活化ポリオ予防接種

①対象年齢:生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

②回数:4回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	3,341	1,787	—	—	—
接種者数(人)	1,642	311	136	110	36
実施率(%)	49.1	17.4	—	—	—

※ポリオ単独ワクチンから4種混合ワクチンへ切り替えられ、現在はDPTワクチン接種が完了し、ポリオワクチンの接種未完了者のみ対応しています。

(2) MR（麻しん風しん混合）予防接種

・MR 第1期・2期

①対象年齢:(第1期)生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

(第2期)5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

②回数:計2回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	2,809	2,649	2,750	2,746	2,664
接種者数(人)	2,615	2,486	2,495	2,451	2,420
実施率(%)	93.1	93.8	90.7	89.2	90.8

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
麻しん単独(人)	—	—	—	—	4
風しん単独(人)	—	—	—	—	1

※麻しん、風しんの予防接種は平成18年度の予防接種法改正により、これまでの麻しん、風しん単独ワクチンの1回接種から麻しん風しん混合(MR)ワクチンでの2回接種に変更されました。現在、麻しん、風しん単独の予防接種はどちらかの疾病に罹患した場合や特に希望して受ける場合にのみ実施しています。

(3) DPT(ジフテリア・百日咳・破傷風 3 種混合) 予防接種

- ①対象年齢:生後3月から生後 90 月に至るまでの間にある者
 ②回数:1期初回3回・1期追加1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	2,781	—	—	—	—
接種者数(人)	1,092	6	0	0	1
実施率(%)	39.3	—	—	—	—

※平成 24 年 11 月から従来の DPT ワクチンと不活化ポリオを合わせた4種混合(DPT-IPV)ワクチンが定期の予防接種に使用するワクチンとして導入されました。

これに伴い、従来の DPT ワクチンは生産数が縮小され、平成 27 年2月をもって一時、製造・販売が中止されました。現在は製造・販売が再開され、DPT ワクチン接種を特に希望している場合のみ対応しています。

(4) 4 種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ混合 DPT-IPV) 予防接種

- ①対象年齢:生後3月から生後 90 月に至るまでの間にある者
 ②回数:1期初回3回・1期追加1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	6,422	8,083	5,232	4,905	4,881
接種者数(人)	4,722	5,535	5,489	5,124	5,106
実施率(%)	73.5	68.5	104.9	104.5	104.6

(5) DT 2 期(ジフテリア・破傷風混合) 予防接種

- ①対象年齢:11 歳以上 13 歳未満の者 ②回数:1 回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	2,493	2,408	1,274	1,496	1,372
接種者数(人)	897	821	713	879	960
実施率(%)	36.0	34.1	56.0	58.8	70.0

(6) 日本脳炎予防接種

- ①対象年齢:(1 期、1期追加)生後6月から生後 90 月に至るまでの間にある者
 (2 期)9歳以上 13 歳未満の者
 ②回数:1期1期初回 2 回、1 期追加1回、2 期 1 回
 ③費用:全額公費負担(H29 年度より)

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	15,657	14,230	14,854	5,060	5,037
接種者数(人)	6,067	5,913	5,306	5,596	5,771
実施率(%)	38.7	41.6	35.7	110.6	114.6

※平成 17 年5月から平成 21 年度まで積極的な接種勧奨を差し控えていたことにより日本脳炎の予防接種の機会を逃した方(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方)の接種時期が緩和され、該当者は特例措置として6ヵ月以上20歳未満の間、定期の予防接種として接種できるようになっています。

※平成 29 年度より対象者数の捉え方が変更となったため、それまでの対象者数が大幅に減少している。それに伴い、実施率が大幅に上がっている。

(7) BCG（結核）予防接種

①対象年齢:1歳に至るまでの間にある者 ②回数:1回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	1,371	1,451	1,353	1,309	1,268
接種者数(人)	1,277	1,383	1,310	1,273	1,240
実施率(%)	93.1	95.3	96.8	97.2	97.8

(8) Hib（インフルエンザb型菌）感染症予防接種

①対象年齢:生後2ヶ月以上生後60月に至るまでの者

②回数:初回接種の開始時の月齢ごとに異なる。

開始が生後2月から生後7月に至るまでの場合:初回3回・追加1回

開始が生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの場合:初回2回
追加1回

開始が生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの場合:1回

③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	6,410	5,955	5,332	5,276	4,792
延べ接種者数(人)	5,449	5,488	5,380	5,044	4,984
実施率(%)	85.0	92.2	100.9	95.6	104.0

(9) 小児の肺炎球菌感染症予防接種

①対象年齢:生後2ヶ月以上生後60月に至るまでの者

②回数:初回接種の開始時の月齢ごとに異なる。

開始が生後2月から生後7月に至るまでの場合:初回3回・追加1回

開始が生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの場合:初回2回
追加1回

開始が生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの場合:2回

開始が生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの場合:1回

③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	6,853	6,023	5,332	5,276	4,792
延べ接種者数(人)	5,385	5,480	5,396	5,069	4,981
実施率(%)	78.6	91.0	101.2	96.1	103.9

(10) ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種

①対象年齢:小学校6年生から高校1年生相当の女子

②回数:3回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	8,465	8,604	-	-	-
延べ接種者数(人)	11	0	2	1	2
実施率(%)	0.1	0	-	-	-

※ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん)予防接種との因果関係を否定できない
持続的な疼痛が接種後に見られるとの事例が多数報告されたことから、平成25年6

月に厚生労働省において専門家による合同会議が開催されました。審議の結果、副反応の発生頻度等がより明らかになるまで当該予防接種について、定期接種として継続するが、積極的に勧奨すべきではないとされたことから、平成 25 年 6 月 14 日に厚生労働省から全国の市区町村に対し、当面の間は当該予防接種の積極的勧奨を控える旨の勧告がなされました。

本市でも当該勧告以降は、接種対象者に対する個別通知等の積極的な接種勧奨を実施していないため、接種者数及び接種率は大幅に低下しています。

※(11)の予防接種については、平成 28 年 10 月から予防接種法施行令の改正により、同法令に基づく定期の予防接種として導入されました。

(11) B型肝炎予防接種

①対象年齢:1歳に至るまでの間にある者 ②回数:3回 ③費用:全額公費負担

項目\年度	H28	H29	H30
対象者数(人)	3,420	3,957	3,594
接種者数(人)	2,089	3,764	3,610
実施率(%)	61.1	95.1	100.4

※定期接種導入年度である平成 28 年度のみ、上記の他に経過措置対象者として、平成 28 年 4 月 1 日以降に生まれた者に限り、定期接種として公費負担で接種可能。

※(12)、(14)の予防接種については、平成 26 年 10 月から予防接種法施行令の改正により、同法令に基づく定期の予防接種として導入されました。

(12) 水痘(水ぼうそう)予防接種

①対象年齢:生後 12 月から生後 36 月に至るまでの間にある者 ②回数:2回

③費用:全額公費負担

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	4,442	3,669	2,704	2,698	2,596
接種者数(人)	2,886	2,506	2,380	2,354	2,379
実施率(%)	65.0	68.3	88.0	87.2	91.6

※定期接種導入年度である平成 26 年度のみ、上記の他に経過措置対象者として、生後 36 月から生後 60 月に至るまでの間にある者は、定期接種として1回のみ公費負担で接種可能。

(13) 高齢者インフルエンザ予防接種

①対象年齢

・65 歳以上の者

・60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)者

・60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)者

②回数:1 回(実施期間内) ③費用:1,000円

項目\年度	H26	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	18,450	19,550	20,770	21,782	22,229
接種者数(人)	10,678	10,839	11,640	11,697	11,937
実施率(%)	57.9	55.4	56.0	53.7	53.7

※実施期間は、毎年度 10 月から翌年2月末まで。

※生活保護受給者等の方は、接種時に医療券または受給証明書提示で全額公費負担となります。

(14) 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種

①対象年齢

- ・65 歳の者
- ・60 歳以上 65 歳未満で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)者
- ・60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な(概ね、身体障害者障害程度等 1 級に相当する)方者

②回数:1 回(実施期間内) ③費用:4,000円

項目\年度	H26 (定期及び行政措置 合計)	H27	H28	H29	H30
対象者数(人)	8,859	3,694	4,040	4,679	4,560
接種者数(人)	2,118	986	1,328	1,490	1,551
実施率(%)	23.9	26.7	32.9	31.8	34.0

※定期接種導入年度である平成 26 年度については、上記の他に経過措置対象者として以下の者が対象者となります。

- ・4月1日から3月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳になるもので、過去に 1 度も当該ワクチンを接種したことがない者

※実施期間は、平成 26 年度は 10 月から翌年3月末まで。平成 27 年度以降は通年で実施。

※生活保護受給者等の方は、接種時に医療券または受給証明書提示で全額公費助成となります。

10. 救急医療情報キット配布事業

救急医療情報キット（以下キット）とは、急病やケガ、災害等の万一に備え、あらかじめ持病や内服薬、緊急連絡先等の必要な医療情報等を保管しておく、専用の容器やステッカー、マグネット等の一式を言います。急病やケガ、災害等の一刻を争う状況では、痛みや苦しさに医療情報を正しく伝えることが困難となることから、駆けつけた救急隊員や搬送先の医師がいち早く医療情報を入手し、迅速な救命措置、治療につなげることを目的にキットを無料で配布しています。

【配布対象者】

キットの配布を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 65歳以上の者で、単身の世帯、夫婦のみの世帯その他の世帯のもの
- (2) 身体、知的、視覚、聴覚、精神その他の障がいがある者
- (3) その他、市長が適当であると認める者

救急医療情報キット利用者の内訳

(件数)

	65歳 以上 単身	65歳 以上 夫婦	65歳 以上 その他	障がいがある者							その他	合計
				身体	知的	視覚	聴覚	精神	その他	小計		
H30 年度	48	47	28	0	0	0	0	1	0	1	0	124

救急医療情報キット申請者の内訳

(件数)

	本人	家族	介護支援 専門員	民生委員	自治会長	行政職員	その他	包括	合計
H30 年度	19	25	14	0	14	0	0	52	124

救急搬送時におけるキット活用件数

年 度	男性	女性	合計
H30年度	5	9	14